



新規就農研修生募集

研修受け入れ農家の指導のもと、露地野菜や施設野菜などを作り、農業研修を行います。応募資格など、詳細はお問い合わせください。

- 対象 市内在住の新規就農希望者で、研修終了後、市内で就農することが確実な20歳以上61歳未満の人
■募集人員 2人
※応募者多数の場合は、書類選考等で決定
■研修期間 1年以上2年以内(研修日数は月20日以上)
■研修補助金 月額 150,000円以内

- 募集期間 4月3日(水)～12日(金)
■応募方法 新規就農研修申込書、誓約書、履歴書、納税証明書または課税証明書、作文を提出してください。
■申込書配布・申込み 問い合わせ 市役所農林課

農業簿記講習会

農業経営の向上と、ゆとりある生活を目指して、農業簿記を記帳しましょう。また、有利な制度資金の活用には、簿記記帳が義務づけられています。香南市「記帳マクラブ」では、複式農業簿記の基礎講座を開催します。基礎から習得できる良い機会ですので、初めの方もぜひご参加ください。

- 日時 5月21日(火)～毎週第3火曜日 13時30分～16時
■場所 JA土佐香美本所 2階 会議室
■講師 高知県農業会議 伊藤憲章
■申込締め切り 5月1日(水)
■申込み・問い合わせ 市農業委員会

火入れについて

野焼きや不適正な焼却は特別な場合を除いて禁止されていますが、農業を営むために次の目的で行われる焼却については、火入れ許可を受けたものに限り認められます。
① 地ごしらえ ② 開墾準備
③ 害虫駆除 ④ 焼畑
⑤ 採草地改良
これらの目的で焼却を行う

経営所得安定対策の受付が始まります!

旧・農業者戸別所得補償制度と基本的に同じ枠組みで実施

- 米の直接支払交付金 生産数量目標の範囲内で主食用米を生産販売すると、1.5万円/10aを交付。25年産の販売価格が標準的な生産費を下回った場合にその差額を補てん。
■水田活用の直接支払交付金 水田で飼料作物・米粉用米・地域の振興作物など(野菜類等・地力増進・景観形成作物を含む)を生産販売する農業者の方に面積払いで交付。地域振興作物の交付単価は地域協議会にて設定。米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象になります。
■畑作物の直接支払交付金 水田や畑地で販売目的に生産した麦・大豆・そば・なたねに面積払:2万円/10a(前年産の生産面積に基づき交付)を交付。そのほか、収量に応じて数量払いが交付される場合があります。
詳しくは中国四国農政局の経営所得安定対策ホームページをご覧ください。
●ホームページ http://www.maff.go.jp/j/kobetu\_ninaite

Table with 4 columns: 対象農家, 日程, 受付時間, 会場. Rows include 香我美町, 赤岡町, 野市町, 吉川町, 夜須町.

※対象農家の方には順次、文書でご案内します。当日は混雑が予想されますので事前に関係書類の確認をお願いします

- 問い合わせ 中国四国農政局高知地域センター ☎088-875-2151 香南市地域農業再生協議会 ☎57-7535



国民年金保険料の免除期間猶予期間がある方へ

追納をおすすめします! 国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

追納をおすすめします! 国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

追納をおすすめします! 国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げについて

老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。

繰り上げ支給 《繰り上げ支給》 老齢基礎年金は原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。

繰り下げ支給 《繰り下げ支給》 希望すれば66歳以降に増額した老齢基礎年金を受け取ることができます。

繰り下げ請求をした時点(月単位)に応じて年金が増額され、その増額率(一月で0.7%、最大で42%)は一生涯変わりません。ただし、遺族年金等、他年金の受給権がある場合は繰り下げ請求ができません。

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。しかし学生は、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

対象 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等(夜間・定時制課程や通信制課程を含む)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下の人(24年度の所得基準)

行政相談委員のご紹介

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆さんからの相談をお聴きする民間有識者の方です。委員は、①国の仕事、②JR、NTT等の特殊法人の仕事、③県や市町村が国の補助を受けて行っている仕事などについて、住民の皆さんからの相談を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。【問い合わせ】高知行政評価事務所 行政相談課 ☎088-824-4100

香南市担当の行政相談委員に、本年4月1日付けで次の方々再委嘱されました。

- 山崎 勲 さん(野市町)
甲藤 喜美子 さん(吉川町)
松井 美予子 さん(赤岡町)
宗園 良一 さん(夜須町)
井上 準二 さん(香我美町)



介護用品支給事業

在宅で高齢者等を介護しているご家族に、介護用品を支給しています。

- 内容 介護用品支給券を福祉用具貸与事業所に提出し、介護用品(紙おむつ等)を受け取ります。
《上限額》1人75,000円/年
■対象 市内在住で、要介護3・4・5の認定を受けている高齢者等を、在宅で介護している市民税非課税世帯の家族
■手続き 高齢者介護課にある申請書等を提出後、審査を経て支給を決定
■問い合わせ 市役所高齢者介護課

